

楽しく覚えてトラブル撃退！ 「浦商 消費者教育『かるた』」について



<p>つ 通販は クーリング・オフ できません</p>		<p>通信販売（ネット通販、オンラインゲーム課金、有料の音楽動画サイト）など、自分の意思で商品を選ぶものにクーリング・オフは使えない。</p>
<p>は パパやめて どうせ無理だよ 痩せないよ</p>		<p>簡単に効果があるように書かれた広告を見て、つい買いたくなってしまうダイエットサプリ、ただで簡単に痩せるサプリはない。</p>
<p>ぬ ぬけられない 幸福求めた 靈感商法</p>		<p>初めは優しい言葉で勧誘し、弱みに付け込んで心を揺さぶり不安をあまり勧誘する。次第に価値観を変えられて後戻りできない状況になる。</p>

楽しく覚えてトラブル撃退！ 「浦商 消費者教育『かるた』」について

埼玉県立浦和商业高等学校 教諭 青木由紀子

2022年4月、民法の一部を改正する法律の施行により、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。成年年齢に達すると、保護者の同意を得ずに自分の意思により様々な契約を交わすことが可能となりますが、詐欺や悪質商法をはじめとする消費者トラブルには、これまで以上の注意が必要です。埼玉県立浦和商业高等学校（以下、浦和商业高校といたします。）の青木教諭*は、新成人を迎える高校生に消費者問題を身近に感じてもらい、正しい知識を身に付けてほしいと消費者トラブルをまとめた「かるた」を同校生徒と共に制作しました。制作経緯などについて青木教諭にご寄稿いただきました。

*2022年度より埼玉県消費生活支援センターへ派遣。同センター長期研修生。

「浦商 消費者教育『かるた』」リーフレット

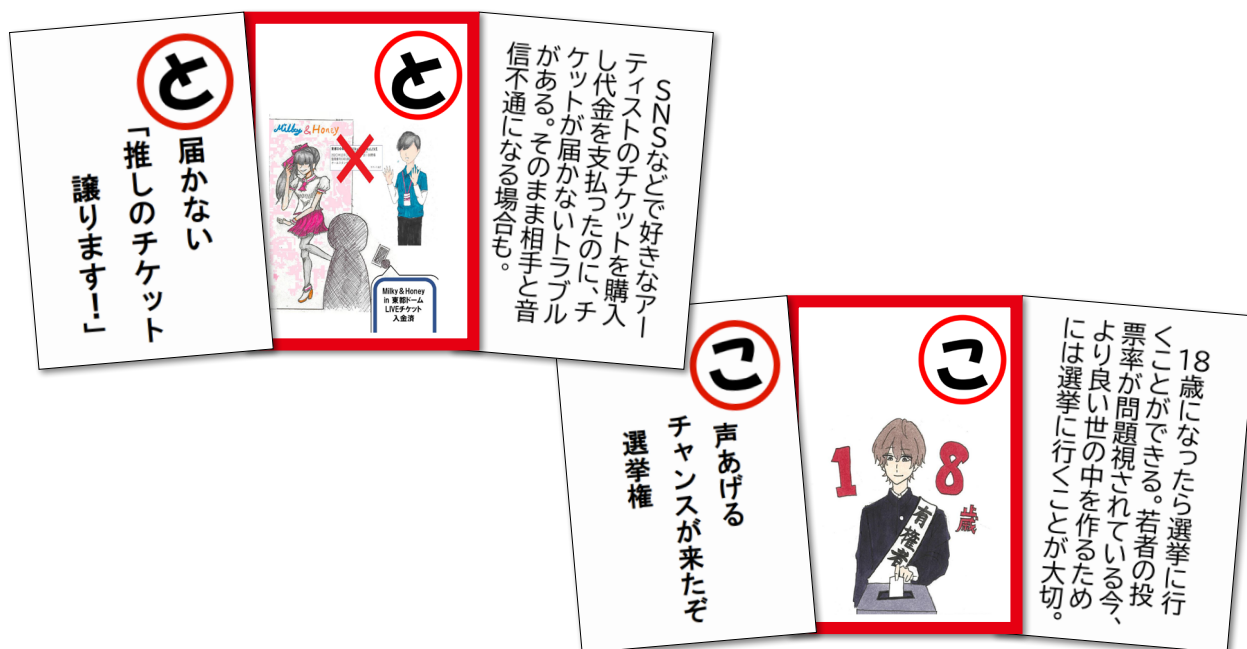
▶浦商 消費者教育「かるた」(以下、本教材といいます。)の概要を教えてください。

本教材は、消費者トラブルについて学んだ浦和商业高校の生徒が考えた川柳を、「かるた」に仕立てた教材です。44句の様々な消費者トラブルに関する読み札と、それに合う絵札、裏面には法律や制度の解説や注意点を掲載しています。通常の「かるた」と同じ使い方を含め、①競技性・②教育性・③変わり種という目的に応じた特徴ごとに3種類の使い方を提案しています。

【使い方の例】

- ① 競技性：読み手が読んだ札に合う絵札を取り、取った枚数を競う、競技性の高い使い方。
- ② 教育性：絵札を取った人が裏面の解説文を相手に読み聞かせる、教育性の高い使い方。
- ③ 変わり種：読み札を机に広げ、絵札裏面の解説文を読みそれに合う読み札を取り、枚数を競う使い方。

本教材は、1ゲーム15~20分程度で実施でき、簡単に教育現場で導入可能です。繰り返し使うことで若年層が気軽に正しい知識を身に付けることのできるエデュテイメント(教育<エデュケーション>+遊び<エンターテイメント>)教材です。「かるた」を通じて、生徒は様々な消費者トラブル事例に触れ、それらを楽しく学べる構成になっています。



絵札や読み札の例

▶制作背景や工夫した点、苦労した点を教えてください。

これまで消費者教育の授業は、外部講師の活用やロールプレイングを行うなど、生徒が一方向的に講義を受けることにならないよう工夫してきました。しかし、授業を受けた生徒に話を聞くと

「習った気はするけど正直覚えていない」といった感想が出てくることもあり、消費者トラブルに関する知識の定着や、その知識を自分事として捉えることの難しさを感じます。この課題を踏まえ、生徒自らが消費者トラブル事例を調べ、川柳を制作するという課題を出しました。川柳は多くの生徒が簡単に楽しく取り組めるもので、消費者問題について自発的に考えるきっかけになると考えたためです。生徒からは、高校生の目線らしい消費者トラブル事例とその対策を取り上げた、優良な句が多数提出されました。そこで、それらを「かるた」にすれば、反復学習のように様々な消費者トラブル事例を学ぶことができ、知識の定着につながるのではないかと考えました。

「かるた」の制作にあたっては、多種多様な事例が網羅できるように、テーマの設定や頭文字の担当を工夫しました。また、提出された川柳の選定や絵札制作は、埼玉県消費生活支援センターに協力いただきながら生徒と共に進めました。苦労した点は、内容の正確さや読み札が一目で伝わるように絵を何度も描き直したこと、「かるた」にするためのデータ作成の日程や予算が少なく、手作業で印刷したことなどが挙げられます。

▶本教材の学校での活用方法について教えてください。

本教材は100セット制作し、県内の高校の他、さいたま市教育委員会に寄贈しました。浦和商业高校では、校内で「かるた8」という高校生かるた啓発チームが発足し、活用が図られています。例えば、競技かるたのルールを学び、他クラスの授業における指導や県内のイベントへの参加、近隣の中学生を招いたかるた教室の実施などを行っています。また、地元のテレビ番組や新聞にも「かるた8」の活動が取り上げられました。高校生が自発的に考えた教材を他者に伝える活動を通して、生徒の知識と関心が高まったことを実感しています。



高校生による「中学生かるた教室」の様子

▶本教材を使用した方の反応を教えてください。

本教材を使用した生徒からは、以下のような感想が寄せられています。

【高校生】

- ・成人する前に知ることができて、良かったと思う内容が多い。
- ・これまで消費者問題にあまり関心がなかったが、かるたを通して知識と関心が自然と高まった。
- ・自分たちが考えたものが使われて嬉しい。
- ・自分が思っていることを中学生に言葉にして伝えるのが難しいと感じた。消費者教育の内容について自分の理解もさらに深まった。

【かるた教室参加の中学生】

- ・高校生が優しく教えてくれて貴重な経験だった。
- ・自分は大丈夫という考えを改めようと思った。
- ・詐欺にあった時の相談先や、支払方法などを学ぶことができた。友達にも共有したい。

▶今後の展望を教えてください。

「かるた8」に所属する高校生を中学校などに派遣して、かるた教室を実施することや、教員向け研修会で本教材を紹介し、様々な学校で活用してもらうなど、生徒の学びの機会を広げたいです。また、本教材をより多くの方々にお使いいただけるよう、印刷して使える、本教材のPDFデータを埼玉県ホームページ等で公開しています。リンクは、末尾「もっと知りたい方はこちら！」に掲載しています。

▶消費者教育を担う先生方や、一般消費者の皆さんへメッセージをお願いします。

学校には、消費者教育を専門とする教員がほとんどいないのが現状です。したがって日々の業務に追われ手が回らない、関心が高くないなど消費者教育の担い手である先生方に関する課題は大きくなっています。また、消費者教育の手法や教材の有効性など、ハード面についても多くの課題があります。しかし、生徒は高校在学中に成人を迎え、卒業すると消費者教育を受ける機会は大きく減少します。そのため、学校における消費者教育の重要性は今後ますます高まっていくと思われまます。そんな時には、今回紹介したような教材や外部講師をうまく活用し、学校教育全体を通して相乗効果の見込まれる消費者教育を推進していくことが重要だと考えます。

また、消費者トラブルは誰でも遭遇する可能性があります。契約の原則を再度学ぶことや、どんな手口があるかアンテナを高くして生活するなど、知識や経験を積み、必要ないものははっきり断ることなど、基本的なことが重要だと考えます。

▶ありがとうございました。

もっと知りたい方はこちら！

楽しく覚えてトラブル撃退！浦商 消費者教育「かるた」リーフレット：

<https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/235009/urasyokarutaannai.pdf>

埼玉県ホームページ「楽しく覚えてトラブル撃退！浦商 消費者教育『かるた』」（印刷してお使いいただける、本教材PDFデータが公開されています。学校やご家庭、地域の集まり、イベントなど、いろいろな場面でご自由にお楽しみください。）：

<https://www.pref.saitama.lg.jp/b0304/syouhisyakyouiku/urasyoukaruta.html>

浦商 消費者教育「かるた」紹介ムービー：

<https://www.youtube.com/watch?v=Bapcl00a5ks>